

第二級総合無線通信士「法規」試験問題

25問 2時間30分

A - 1 次の記述は、無線局の免許の付与等について、電波法（第11条及び第12条）の規定に沿って述べたものである。□内に入るべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

工事落成の期限（期限の延長があったときは、その期限）経過後 □A 以内に工事が落成した旨の届出がないときは、総務大臣は、その無線局の □B 。

総務大臣は、第10条（落成後の検査）の規定による検査を行った結果、その無線設備が第6条（免許の申請）第1項第7号の工事設計（第9条（工事設計の変更）第1項の規定による変更があったときは、変更があったもの）に合致し、かつ、その無線従事者の □C が第39条（無線設備の操作）第39条の13（アマチュア無線局の無線設備の操作）第40条（無線従事者の資格）及び第50条（遭難通信責任者の配置等）の規定に、その時計及び書類が第60条（時計、業務書類等の備付け）の規定にそれぞれ違反しないと認めるときは、遅滞なく申請者に対し免許を与えなければならない。

A	B	C
1 2週間	免許を拒否しなければならない	資格及び員数
2 2週間	予備免許を取り消さなければならぬ	員数
3 1箇月	免許を拒否しなければならぬ	員数
4 1箇月	予備免許を取り消さなければならぬ	資格及び員数

A - 2 次の記述は、申請による周波数等の変更について、電波法（第19条）の規定に沿って述べたものである。□内に入るべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、免許人又は予備免許を受けた者が □A の指定の変更を申請した場合において、□B があると認めるときは、その指定を変更することができる。

A	B
1 通信の相手方、通信事項、電波の型式、周波数又は運用義務時間	混信の除去その他特に必要
2 通信の相手方、通信事項、電波の型式、周波数又は運用義務時間	電波の規整その他公益上必要
3 識別信号、電波の型式、周波数、空中線電力又は運用許容時間	混信の除去その他特に必要
4 識別信号、電波の型式、周波数、空中線電力又は運用許容時間	電波の規整その他公益上必要

A - 3 次の記述は、義務船舶局等の無線設備の条件について、電波法（第34条）の規定に沿って述べたものである。□内に入るべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局の無線設備は、次に掲げる要件に適合する場所に設けなければならない。ただし、総務省令で定める無線設備については、この限りでない。

- (1) 当該無線設備の操作に際し、機械的原因、電気的原因その他の原因による妨害を受けることがない場所であること。
- (2) 当該無線設備につきできるだけ □A することができるよう、その場所が当該船舶において可能な範囲で □B にあること。
- (3) 当該無線設備の機能に障害を及ぼすおそれのある □C であること。

A	B	C
1 安全を確保	高い位置	水、温度その他の環境の影響を受けない場所
2 安全を確保	航海船橋に近い位置	振動及び衝撃が少ない場所
3 効率的に操作	高い位置	振動及び衝撃が少ない場所
4 効率的に操作	航海船橋に近い位置	水、温度その他の環境の影響を受けない場所

A - 4 次に掲げる機器のうち、A1海域、A2海域及びその他の海域を航行する船舶の義務船舶局の無線設備に備えなければならない機器に該当しないものはどれか、電波法施行規則（第28条）の規定に照らし下の1から5までのうちから一つ選べ。ただし、当該義務船舶局は、その船舶の船体の構造その他の事情により当該機器を備えることが困難であると総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）が認めるものではないものとする。

- 1 双方向無線電話（生存艇に固定して使用するものを除く。）
- 2 捜索救助用レーダートランスポンダ
- 3 ナブテックス受信機（F1B電波518kHzを受信することができるものに限る。）
- 4 衛星非常用位置指示無線標識
- 5 船上通信設備

A - 5 次の記述は、船舶局無線従事者証明の要件について、電波法（第48条の2）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、船舶局無線従事者証明を申請した者が、総務省令で定める A を有し、かつ、次の 又は に該当するときは、船舶局無線従事者証明を行わなければならない。

総務大臣が当該申請者に対して行う義務船舶局等（義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局のことをいう。）の B に関する訓練の課程を修了したとき。

総務大臣が C の訓練の課程と同等の内容を有するものであると認定した訓練の課程を修了しており、その修了した日から C を経過していないとき。

A	B	C
1 無線通信業務の経験	無線通信業務	5年
2 無線通信業務の経験	無線設備の操作又はその監督	3年
3 無線従事者の資格	無線通信業務	3年
4 無線従事者の資格	無線設備の操作又はその監督	5年

A - 6 次の無線局の運用に関する記述のうち正しいものを、電波法（第52条、第53条、第54条、第55条及び第57条）の規定に照らし1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局を運用する場合においては、無線設備の設置場所、無線設備、識別信号及び通信方式は、免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信については、この限りでない。
- 2 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信その他総務省令で定める通信については、この限りでない。
- 3 無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項（放送をする無線局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）については放送事項）の範囲を超えて運用してはならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信その他総務省令で定める通信については、この限りでない。
- 4 無線局は、免許状に記載された運用許容時間を超えて運用する場合には、なるべく擬似空中線回路を使用しなければならない。
- 5 無線局は、免許状に記載された運用義務時間内でなければ、運用してはならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信については、この限りでない。

- 7 次の記述は、混信等の防止について、電波法（第56条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局は、 A 又は電波天文業務（宇宙から発する電波の受信を基礎とする天文学のための当該電波の受信の業務をいう。）の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような B を与えないように運用しなければならない。ただし、 C については、この限りでない。

A	B	C
1 気象業務	混信	遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信
2 気象業務	混信その他の妨害	遭難通信
3 他の無線局	混信	遭難通信
4 他の無線局	混信その他の妨害	遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信

A - 8 次の記述は、航空機局の通信連絡について、電波法（第70条の5）及び無線局運用規則（第146条及び第149条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

航空機局は、その航空機の航行中は、総務省令で定める方法により、総務省令で定める航空局と連絡しなければならない。

の規定により航空機局が連絡しなければならない航空局は、責任航空局（当該航空機の A に関する通信についての責任を有する航空局をいう。以下同じ。）とする。ただし、 A に関する通信を取り扱う航空局で他に適当なものがあるときは、その航空局とする。

責任航空局に対する連絡は、やむを得ない事情があるときは、他の B を経由して行うことができる。

A	B
1 正常運航	航空局又は航空地球局
2 正常運航	航空機局
3 航空交通管制	航空局又は航空地球局
4 航空交通管制	航空機局

A - 9 次の記述は、義務船舶局等（義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局をいう。以下同じ。）の無線設備の機能試験について、無線局運用規則（第5条、第7条及び第8条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

義務船舶局の無線設備（デジタル選択呼出装置による通信を行うものに限る。）は、その船舶の航行中 □A、当該無線設備の試験機能を用いて、その機能を確かめておかなければならない。

電波法第35条（義務船舶局等の無線設備の条件）第1号の予備設備を備えている義務船舶局等においては、□B、総務大臣が別に告示する方法により、その機能を確かめておかなければならない。

デジタル選択呼出専用受信機を備えている義務船舶局においては、その船舶の航行中 □A、当該受信機の試験機能を用いて、その機能を確かめておかなければならない。

インマルサット高機能グループ呼出受信機（電波法施行規則第28条（義務船舶局の無線設備の機器）第5項に規定するインマルサット船舶地球局の無線設備を含む。）を備えている義務船舶局においては、その船舶の航行中 □A、当該受信機の試験機能を用いて、その機能を確かめておかなければならない。

双方向無線電話を備えている義務船舶局においては、その船舶の航行中 □B、当該無線設備によって通信連絡を行い、その機能を確かめておかなければならない。

からまでの義務船舶局等においては、からまでの規定により機能を確かめた結果、その機能に異状があると認めたときは、その旨を □C しなければならない。

A	B	C
1 毎週1回以上	毎月1回以上	免許人に報告
2 毎週1回以上	毎月2回以上	船舶の責任者に通知
3 毎日1回以上	毎月1回以上	船舶の責任者に通知
4 毎日1回以上	毎月2回以上	免許人に報告

A - 10 無線局は、無線電話通信において、自局に対する呼出しであることが確実でない呼出しを受信したときは、無線局運用規則（第26条）の規定によりどうしなければならないか、正しいものを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 他のいずれの無線局も応答しない場合は、直ちに応答しなければならない。
- 試験電波を発射して相手局に再度の呼出しを喚起しなければならない。
- 応答事項のうち、「こちらは」及び自局の呼出名称を送信して、次の呼出しのために待機していなければならない。
- 応答事項のうち、相手局の呼出名称の代わりに「誰かこちらを呼びましたか」を使用して、直ちに応答しなければならない。
- 呼出しが反復され、かつ、自局に対する呼出しであることが確実に判明するまで応答してはならない。

A - 11 次の記述は、海上移動業務の無線電話通信において、通常通信電波を使用して呼出し及び応答を行う場合に順次送信する事項を無線局運用規則（第14条、第18条、第20条、第23条及び第58条の11並びに別表第4号）の規定に沿って掲げたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。ただし、応答に際して直ちに通報を受信しようとするものとする。

呼出しを行う場合

- (1) 相手局の呼出名称 □A
(2) こちらは 1回
(3) 自局の呼出名称 □B
(4) どうぞ

応答する場合

- (1) 相手局の呼出名称 □C
(2) こちらは 1回
(3) 自局の呼出名称 □D
(4) どうぞ

A	B	C	D
1 1回	1回	1回	1回
2 2回以下	2回以下	2回以下	2回以下
3 3回以下	1回	3回以下	1回
4 3回以下	3回以下	1回	1回
5 3回以下	3回以下	3回以下	3回以下

A - 12 次の記述は、遭難通信、緊急通信及び安全通信について、電波法(第66条から第68条まで)の規定に沿って述べたものである。□内に入るべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局(以下「海岸局等」という。)は、遭難通信を受信したときは、□A、直ちにこれに応答し、かつ、遭難している船舶又は航空機を救助するため最も便宜な位置にある無線局に対して通報する等総務省令で定めるところにより救助の通信に関し最善の措置をとらなければならない。

無線局は、遭難信号又は第52条(目的外使用の禁止等)第1号(遭難通信の定義の規定をいう。)の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を妨害するおそれのある□Bを直ちに中止しなければならない。

海岸局等は、遭難通信に次ぐ優先順位をもって、緊急通信を取り扱わなければならない。

海岸局等は、緊急信号又は第52条第2号(緊急通信の定義の規定をいう。)の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を行う場合を除き、その通信が□Cを確認するまでの間(総務省令で定める場合には、少なくとも3分間)継続してその緊急通信を受信しなければならない。

海岸局等は、□D安全通信を取り扱わなければならない。

海岸局等は、安全信号又は第52条第3号(安全通信の定義の規定をいう。)の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、その通信が□Cを確認するまでその安全通信を受信しなければならない。

A	B	C	D
1 現に通信中の場合を除いて	無線機器の試験又は調整	自局に關係のないこと	他の通信に優先して
2 現に通信中の場合を除いて	電波の発射	遠方で行われていること	速やかに、かつ、確実に
3 他の一切の無線通信に優先して	無線機器の試験又は調整	遠方で行われていること	他の通信に優先して
4 他の一切の無線通信に優先して	電波の発射	自局に關係のないこと	速やかに、かつ、確実に

A - 13 次の記述は、安全呼出し等について、無線局運用規則(第96条)の規定に沿って述べたものである。□内に入るべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

安全呼出しは、無線電話により、呼出事項の前に「セキュリテ」又は「□A」を3回送信して行うものとする。

通信可能の範囲内にあるすべての無線局に対し、無線電話により同時に安全通報(デジタル選択呼出装置による安全通報の告知に引き続いて送信するものを除く。)を送信しようとするときは、第59条第1項の事項(通信可能の範囲内にあるすべての無線局に於ける通報を同時に送信しようとするときの送信事項のことをいう。)の前に「セキュリテ」又は「□A」を3回送信して行うものとする。

の安全通報は、□Bするものとする。ただし、安全通報であって一定の時刻に送信することとなっているものについては、この限りでない。

の安全通報には、通報の□Cを付さなければならない。

A	B	C
1 安全	海岸局又は船舶の責任者の命令により送信	出所及び日時
2 安全	その通報を入手した直後から送信	種類及び重要度
3 警報	海岸局又は船舶の責任者の命令により送信	種類及び重要度
4 警報	その通報を入手した直後から送信	出所及び日時

A - 14 次の記述は、他の無線局の遭難通報の送信について、無線局運用規則(第78条)の規定に沿って述べたものである。□内に入るべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

船舶又は航空機が遭難していることを知った船舶局又は海岸局が、無線電話により遭難通報を送信しようとする場合における呼出しは、次の区別に従い、それぞれに掲げる事項を順次送信して行うものとする。ただし、□Aの周波数の電波以外の電波を使用する場合又はその必要がないと認める場合若しくはそのいとまのない場合には、(1)に掲げる事項を省略することができる。

- | | |
|-------------------|----|
| (1) 警急信号 | 1回 |
| (2) □B(又は「遭難中継」) | 3回 |
| (3) こちらは | 1回 |
| (4) 自局の呼出名称又は呼出符号 | 3回 |

A	B
1 156.8 MHz	メーデーリレー
2 156.8 MHz	シーロンス メーデー
3 2,182 kHz	メーデーリレー
4 2,182 kHz	シーロンス メーデー

A - 15 次の記述は、虚偽の遭難信号、緊急信号、安全信号又は識別信号について、国際電気通信連合憲章（第47条）の規定に沿って述べたものである。□内に入るべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

構成国は、虚偽の遭難信号、緊急信号、安全信号又は識別信号の□A□を防ぐために有用な措置をとること並びにこれらの信号を発射する□B□を探知し及び□C□するために協力することを約束する。

A	B	C
1 伝送又は流布	すべての局	検査
2 伝送又は流布	自国の管轄の下にある局	識別
3 伝送	すべての局	識別
4 伝送	自国の管轄の下にある局	検査

A - 16 次の記述は、許可書に関して述べたものである。国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則（第518条）に規定されていないものを1から4までのうちから一つ選べ。

- 送信局は、その属する国の政府が適當な様式で、かつ、無線通信規則に従って発給する許可書がなければ、個人又はいかなる団体においても、設置し、又は運用することができない。ただし、無線通信規則に定める例外の場合を除く。
- 許可書を有する者は、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定に従い、電気通信の秘密を守ることを要する。
- 許可書には、局が受信機を有する場合には、受信することを許可された無線通信以外の通信の傍受を禁止すること及びこのような通信を偶然に受信した場合には、これを再生し、第三者に通知し、又はいかなる目的にも使用してはならず、その存在さえも漏らしてはならないことを明示又は参照の方法により記載していなければならない。
- 送信局の属する国の政府は、その送信局の通信の相手方である受信局の設置者又は運用者に対して、必要に応じて許可書を発給することができる。

A - 17 次の記述は、電波の発射の停止について、電波法（第72条及び第110条）の規定に沿って述べたものである。□内に入るべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

総務大臣は、無線局の発射する□A□が第28条（□A□）の総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局に対して□B□電波の発射の停止を命ずることができる。

総務大臣は、の命令を受けた無線局からその発射する□A□が第28条の総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたときは、その無線局に電波を試験的に発射させなければならない。

総務大臣は、の規定により発射する□A□が第28条の総務省令で定めるものに適合しているときは、直ちに□C□しなければならない。

の電波の発射を停止された無線局を運用した者は、□D□に処する。

A	B	C	D
1 電波の強度	臨時に	その旨を通知	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
2 電波の強度	3箇月以内の期間を定めて	の停止を解除	50万円以下の罰金
3 電波の質	臨時に	の停止を解除	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
4 電波の質	3箇月以内の期間を定めて	その旨を通知	50万円以下の罰金

A - 18 無線従事者が電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき、電波法（第79条）の規定により受けられることがある処分は何か、正しいものを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 無線従事者の免許の取消し
- 6箇月以内の期間を定めた無線設備の操作範囲の制限
- 6箇月以内の期間を定めた無線従事者の業務の従事停止
- 無線従事者の解任命令
- 6箇月以内の期間を定めた無線従事者国家試験の受験停止

A - 19 次の記述は、電波の利用状況の調査について、電波法（第26条の2）の規定に沿って述べたものである。□内に入るべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、□A の作成又は変更その他電波の有効利用に資する施策を総合的かつ計画的に推進するため、おおむね □B ごとに、総務省令で定めるところにより、無線局の数、無線局の行う無線通信の通信量、無線局の無線設備の使用の態様その他の電波の利用状況を把握するために必要な事項として総務省令で定める事項の調査を行うものとする。

A	B
1 技術基準	5年
2 技術基準	3年
3 周波数割当計画	5年
4 周波数割当計画	3年

A - 20 次の記述は、義務船舶局等（義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局のことをいう。）に備え付け、掲げておかなければならぬ表について、電波法施行規則（第28条の3）の規定に沿って述べたものである。□内に入るべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

義務船舶局等には、□A に関する事項で総務大臣が告示するものを記載した表を備え付け、その無線設備の□B を行う位置から容易にその記載事項を見ることができる箇所に掲げておかなければならない。

A	B
1 遭難通信の通信方法	通信操作
2 遭難通信の通信方法	試験又は調整
3 無線設備の試験又は調整のための電波の発射の方法	通信操作
4 無線設備の試験又は調整のための電波の発射の方法	試験又は調整

B - 1 次の記述は、工事設計等の変更について述べたものである。電波法（第9条）の規定に照らし正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

- ア 予備免許を受けた者は、工事設計を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。
- イ 予備免許を受けた者は、総務省令で定める軽微な事項について工事設計を変更したときは、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない。
- ウ 予備免許を受けた者が行う工事設計の変更は、周波数、電波の型式又は空中線電力に変更を来すものであってはならず、かつ、第7条（申請の審査）第1項第1号又は第2項第1号の技術基準に合致するものでなければならない。
- エ 予備免許を受けた者は、無線設備の設置場所を変更したときは、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。
- オ 予備免許を受けた者は、総務大臣に届け出て、無線局の目的、通信の相手方又は通信事項を変更することができる。

B - 2 次の記述は、無線電話通信において使用される略語について述べたものである。無線局運用規則（第24条、第31条及び第38条並びに別表第2号及び第4号）の規定に照らし正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

- ア 送信中において誤った送信をしたことを知ったときは、「訂正」の略語を前置して正しく送信した適当の語字から更に送信しなければならない。
- イ 海上移動業務において無線電話による通信が終了したときは、「おわり」を送信するものとする。
- ウ 無線電信通信の略符号「VVV」に相当する無線電話通信の略語は、「ただいま試験中」である。
- エ 呼出し又は応答に際して相手局に送信すべき通報の有無を知らせる必要があるときは、呼出事項又は応答事項の次に「通報が…（通数）あります」又は「通報はありません」を送信するものとする。
- オ 「明りょう度1」は、「そちらの信号（又は…（名称又は呼出符号）の信号）の明りょう度は、非常に良いです。」を意味する。

B - 3 次の記述は、遭難通報等を受信した海岸局及び船舶局のとるべき措置について、無線局運用規則（第81条の7）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

海岸局及び船舶局は、遭難呼出しを受信したときは、□アで聽守を行わなければならない。

海岸局は、遭難通報、衛星非常用位置指示無線標識の通報、捜索救助用レーダートランスポンダの通報又は航空機用救命無線機等の通報を受信したときは、遅滞なく、これを□イに通報しなければならない。

船舶局は、遭難通報、衛星非常用位置指示無線標識の通報、捜索救助用レーダートランスポンダの通報又は航空機用救命無線機等の通報を受信したときは、直ちにこれを□ウに通知しなければならない。

海岸局は、の規定により聽守を行った場合であって、その聽守において、遭難通報を受信し、かつ、遭難している船舶又は航空機が□エが明らかであるときは、直ちにその遭難通報に対して応答しなければならない。

の規定は、船舶局について準用する。ただし、当該遭難通報が海岸局が行う第78条第9項の呼出し（船舶又は航空機が遭難していることを知った海岸局が無線電話により遭難通報を送信しようとする場合における呼出しのことをいう。）に引き続いて受信したものであるときは、受信した船舶局の船舶の責任者がその船舶が救助を行うことができる位置にあることを確かめ、当該船舶局に指示した場合でなければ、これに応答してはならない。

船舶局は、遭難通報を受信した場合において、その船舶が救助を行うことができず、かつ、その遭難通報に対し他のいずれの無線局も応答しないときは、□オしなければならない。

- | | | |
|-----------------|-------------------|----------------------|
| 1 その船舶の責任者 | 2 遭難通信に使用する電波の周波数 | 3 これを受信した周波数 |
| 4 海上保安庁その他の救助機関 | 5 最も近くにある海岸局 | 6 遭難通報を送信 |
| 7 自局の付近にあること | 8 重大かつ急迫した状態にあること | 9 遭難に係る船舶又は航空機を運行する者 |
| 10 その遭難通報に対して応答 | | |

B - 4 次の無線検査簿及び無線業務日誌に関する記述のうち、電波法施行規則（第39条及び第40条）の規定に照らし正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

ア 再免許を受けた無線局は、従前の無線局の無線検査簿をそのまま継続して使用するものとする。

イ 使用を終わった無線業務日誌は、使用を終わった日から2年間保存しなければならない。

ウ 船舶局の無線業務日誌には、遭難通信、緊急通信、安全通信その他無線局の運用上重要な通信に関する事項以外の事項は記載を要しない。

エ 免許人は、検査の結果について総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）から指示を受け相当な措置をしたときは、その措置の内容を無線業務日誌に記載するとともに総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に報告しなければならない。

オ 無線業務日誌に記載する時刻は、海岸局においては、協定世界時、船舶局においては、中央標準時（国際航海に従事しない船舶の船舶局であって、中央標準時によることが不便であるものにおいては、協定世界時によるものとし、その旨表示すること。）とする。

B - 5 次の記述は、第二級総合無線通信士の資格を有する者が行うことができる無線設備の通信操作（アマチュア無線局の無線設備の通信操作を除く。）について、電波法施行令（第3条）の規定に沿って掲げたものである。□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、□内同じ記号は、同じ字句とする。

無線設備の□アのための通信操作

船舶地球局、航空局、航空地球局、□イ及び航空機地球局の無線設備の□ウのための通信操作

移動局（に規定するものを除く。）及び航空機のための無線航行局の無線設備の□ウのための通信操作（電気通信業務の通信のための通信操作を除く。）

□エに施設する無線設備（船舶地球局の無線設備を除く。）の□オのための通信操作

東は東経175度、西は東経94度、南は南緯11度、北は北緯63度の線によって囲まれた区域内における船舶（□エを除く。）に施設する無線設備（船舶地球局の無線設備を除く。）の□オのための通信操作

- | | | | |
|--------|----------------|---------------|--------|
| 1 漁船 | 2 国内通信 | 3 海上移動衛星業務の通信 | 4 航空機局 |
| 5 港務通信 | 6 海岸局 | 7 海岸地球局 | 8 旅客船 |
| 9 國際通信 | 10 國際電気通信業務の通信 | | |